

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待とは、本来、子どもを守る保護者（親や親代わりの養育者）が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。

平成28年度、県内での児童虐待に関する相談件数は、児童相談所970件、市町村568件の計1538

件でした。主たる虐待者は、実母が一番多く40%、実父母両方30.6%、実父19.4%でした。虐待の内容別では、心理的虐待52.5%、ネグレクト29%、身体的虐待17.7%、性的虐待0.8%でした。多くの場合、この4つの虐待が重複して起こっています。

これってしつけ？ それとも虐待？

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身に着けるよう働きかけることです。これは、子どもの発達や理解度に配慮しながら行っていくもので、暴力などで従わせるものではありません。

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、右の例のように子どもにとって有害ならば、「虐待」になります。



もしも身の回りの虐待に気がいたら…

地域で「気づいて 知らせて 見守る」

「近所の子どもの様子が何となく変だな？」

「親の様子が変だな？」

周囲で虐待の疑いのある親子はいませんか？「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを救うための行動を起こすことが重要です。通告者の秘密は守られますので、直ちに市役所または児童相談所までご連絡ください。もし虐待ではなかったとしても、通告をした人が責任を問われることはありません。

子育て中のみなさんへ

親は夢を持って子育てを始めます。けれど、いざ、子どもと向かい合い、子育てに追われる毎日の中で、あるいは仕事との両立で、イライラを募らせ「こんなはずじゃなかったのに…」と落ち込むこともあります。それは、誰もがぶつかる壁です。

▶叩いてしかる

暴力は歯止めが利かなくなり、エスカレートする危険があります。また、取り返しのつかない事故を引き起こすことも。

▶言葉の暴力

言葉によるおどしは、恐怖感を植えつけ、同時に子どもの自尊心を奪ったり、周りの人への信頼感がはぐくめなくなってしまいます。

▶発達を無視した無理な要求

年齢不相応な早期教育を要求したり、子どもの成長や発達にとって好ましくない養育態度など。

失敗を繰り返しながら、親も子どもと一緒に育っていきます。みなさんの子育てを応援したいという人が地域には大勢います。まわりの人の協力を得ることも大切です。ぜひ、ご相談ください。

【相談(問合せ)先】

中央市役所 子育て支援課 家庭児童相談室

☎274-8557

(平日 午前8時30分～午後5時15分)

☎274-1111 (休日・夜間)

中央児童相談所

☎254-8617

(平日 午前8時30分～午後5時15分)

☎254-8620 (休日・夜間)

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

(管轄の児童相談所に繋がります)